



2025年8月29日

株式会社メモリード・ライフ

災害救助法が適用された地域のご契約者さまへ

このたびの災害により被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。

弊社では、このたびの災害救助法を適用された地域で災害により被害を受けられた皆さまのご契約につきまして、お申し出により下記の特別措置を実施いたしますので、お知らせいたします。

一日も早い復旧と皆さまのご健康を心からお祈り申し上げます。

記

1. 保険料払込猶予期間の延長について

このたびの被害により、保険料のお払込みが一時的に困難なお客さまへは、お申し出いただくことにより、保険料のお払込みを猶予する期間を最大6ヶ月間まで延長いたします。

2. 保険金の簡易・迅速なお支払いについて

保険金等ご請求の際にお申し出いただくことで、必要書類の一部を省略すること等により、簡易・迅速なお取扱いをいたします。

3. 保険証券等を紛失した場合の措置について

保険証券、届出印鑑等を紛失したお客さまについては、お申し出の保険契約内容の確認ができれば、保険金等の請求案内を行うなど可能な限りの便宜措置を講じます。

□災害救助法の適用地域

法適用日	災害救助法適用市町村	備考
2025年8月21日	【鹿児島県】 南さつま市（みなみさつまし）	令和7年台風第12号に伴う災害により、住家に一定数の被害が生じ、現に救助を必要としている。災害救助法施行令第1条第1項第1号適用。

以上